

Deutschum と Territorium

小澤吉見

一、テリトリウム研究の變遷

The American Historical Review XLIX, No. 2. に次の様な小論文がある。“Imperial Reform and the Habsburgs, 1486—1504”なる題名の下に Hans Baron^註が執筆したものである。之は Eduard Ziehen の “Mittelrhein und Reich im Zeitalter der Reichsreform, 1356—1504” と Bernhard Schneider の “Die Bedeutung des späteren Mittelalters für die deutsche und europäische Geschichte” (Historische Vierteljahrschr. XXIX) とを紹介して比較検討したものである。従つて H. Baron の説が original な姿で見られるものではないが、この短い論文がドイツ・テリト

リウム研究の變遷と云ふ觀點から見れば相當興味ある一文ではなからうかと思ふ。

ドイツ民族生活に於て Gemeinde, Staat が示す歴史的發展の姿には種々なる物がある。この發展の途上に於て、テリトリウムが占むる處の地位、即 Lehnstat の崩壞から Moderne Staat の誕生に到る間に於てテリトリウムが果たした役割は如何なる物であつたか。十三世紀以後の東部ドイツ植民運動に於けるドイツ文化の東漸に對して如何なる態度を示したか。之等の事を論ずるはテリトリウムの歴史的由來、構造、機能等を研究した上で考究すべき問題である。今、之等の事は保留して、このテリトリウムに對する研究者の興味の重點が如何に變遷して來たかを概観し、その最近の動向として H.

Baron の一文を取り上げる事とする。

ドイツに於て Verwaltung (行政史) が歴史家の注目の対象となり、Verfassung (法制史) が第二義的なものとなつたのはドイツ帝國の統一問題が盛に論議せられた十九世紀後半以來の事である。そして、この傾向をテリトリウムに於て實施した第一人者が v. Below である。その主著 „Territorium und Stadt“ はその方面の最も權威ある、最も組織的な研究の一である。

彼はこの中に於てドイツ政治史の發展を次の様な三つの時期に於て特色付けてゐる。即ち、十三世紀の改革、十六世紀の改革と十九世紀の改革である。十三世紀の改革は Gratschaft の所有者が Landesherr になつた時であり、十六世紀の改革は Landesherrschaft が Landeshoheit を形成した時であり、十九世紀の改革は近代國家の誕生に於ける國家と社會との新關係、即ち Staats-einheit の完成に依る中世的 Dualismus の克服に依つて規定せられる處のものである。

この三改革の中十六世紀の改革、それは Die Neuor-

ganisation d. Verwaltung und der deutschen Territorien des 16. Jahrhunderts. u. v. Below が述べてゐる如く、テリトリウムの Landeshoheit 確立に依つて、之迄支配的地位にあつた Lehnwesen の排除を實現し、中央集權的性格を一層効果的ならしめたものである。即ち、その始源に於て Volksschaftliche Verband であり、そこに於て確固たる地域的觀念に缺け而も Volkrecht と Königsrecht との二重性に悩むゲルマン國家の流れを汲む中世國家の無力性を脱却して Volkskraft の充溢に努力したのである。かく見る時、十五世紀末から十六世紀初頭にかけて、テリトリウム發展史上一つの劃期的な時期を考へ得る。この時期のテリトリウムに於て多くの問題が含まれてゐる事は當然と云ふ可きであらう。

さて、このテリトリウムに對して如何なる見解が發表せられて來たであらうか。

Heider^{註⑤} は歐洲文化育成の地を都市に求め、近世に於ける政治勢力の淵源をこの都市に置いた。之に對して

Hegel は世界史を *Staatengeschichte* に於て考察せんとした點に於て Herder とは對稱的な地位に立つものである。しかし Hegel に於ても都市に於て始めて *Obergewalt* が誕生したと見る點に於て Herder と相通する處あるを見る。歴史家のみならず、法學者、哲學者もすべて都市の歴史的地位に重大意義を認めたのである。この様にして、テリトリウムが問題として取り上げられた當初に於ては、それは都市との關聯に於て興味を感ぜられたのであつた。即ちテリトリウムの *Staatsbegriffe* の由來を都市に求め、*Städtische Vorbild* の重要性を力説する Kern Dahlmann, Gierke, Maurer の一派が生れた。

そしてドイツ中世國家に鋭い觀察を下した Jelinek^{註⑥} すらも尚ほ、この傾向を充分脱却し切れない點がある。

さて以上の學說に反對して立つたのが Ranke, v. Below である。彼等はテリトリウムが持つ處のそれ自體の歴史性に *Staatsbegriffe* を見出し、テリトリウムの勢力發展と共に、その *Staatensystem* も自づと擴大整備

せられて行つたものと見るのである。この様にテリトリウムの *Staatsbegriffe* の由來を検討する事と關聯して、都市との間に起つた *Autonomie* 争奪が又一つのテーマに取り上げられた。如何なる理由から都市の自主權が *Landesherr* に依つて奪はれたか。 *Landesherr* の自主權確立は近代國家の誕生に如何なる意義を持つものであるか。等の問題がこゝに提出され來つたのである。

之に關して Th. Kern^{註⑦} は都市の自主性喪失に依つてドイツに於ける政治的推進力の移動した事を記述してゐる。即ち地方勢力 (*Landesgewalt*) の擔當者としてのテリトリウム・君主が從來隆盛を極めて來た都市勢力を掌中に收める事に依つて自己勢力の自覺しき擴大を遂げ得たのである。この事は *Landesherr* と同じく土地所有に立つてゐた地主階級の勢力衰微と比較する時一層明瞭にその意義を感ずる事が出来る。

以上簡單に述べた如くテリトリウムの持つ *Staatensystem* の研究と共に、その *Staatensysteme* の歴史性が先づテリトリウム研究者の關心の的となつたのである。

る。

次にテリトリウムはドイツ帝國、Habsburg王家のドイツ支配との關係に於て問題性を獲得した。

テリトリウムがその自主權を都市から奪ひ、之を確保し、Staatensystemを整備した十五世紀末、十六世紀初頭に於てドイツ帝國は如何なる狀態に置かれてゐたであらうか。Friedrich IIIとMaximilian Iとが、Habsburg王家より出て、ドイツ皇帝に選ばれ、外はItaly, France, Magyarenに對して戰爭を挑み内に於てはReichsreformに努力をつんげつゝた。この兩皇帝のReichsreformに對し、ドイツ諸侯は如何なる態度を示したであらうか。果して兩皇帝の期待通りの改革が實行し得たであらうか。Reichsreformに就いて詳細な研究を發表したのはV. S. Adler: Die Organisation der Centralverwaltung unter Kaiser Maximilian I, Fritz Hartung: Die Reichsreform 1485 bis 1495, 等である。帝國統一に苦しむドイツに於て Stammeskönigtumの流れを汲む地方君主と皇帝との相互關係はドイツ發展

史上忽に出來ぬものである。^{註⑤}この點に注目した最近の論說に、先に乗けたZichenがある。

彼は歐洲最古にして、最も高貴な家柄であつた處のHabsburg王家の生命に就て重大なる關心を抱き、何故に中世終了後尙ほ三世紀の間Habsburg王家が存續し得たか、と云ふ疑問を投じて論議を進めてゐる。Maximilian Iの華やかな對外戰爭、それから生れる處の彼の世界적支配の抱負を可能ならしむ可く、ドイツ諸侯は果してよく協力一致したであらうか。兩皇帝の企圖實現の道は一つにドイツ諸侯の向背に懸つてゐたのである。さて、この協力はSwabian Leagueとして、federative tendenciesの形式に於て果されんとしたと共に又Berthold v. Mainzを中心とするReformparteiの運動に依つて帝國內のLandfriedeは一度樹立せられたと云ふものゝ、諸侯の協力、皇帝支持が單に財政的支援に止り、皇帝の希望した如き軍事、行政方面に於ける改革が不徹底に終つた云ふよりも、むしろ、ドイツ諸侯の支援獲得の爲に彼等の持つ自主權の内容を反つて豊富ならしめど

るを得なくなつたと云ふ事は依然としてドイツ國運の推進力としてドイツ諸侯の實力が決定的要因を形成して行つた事を示すものである。^{註①}

この様に兩皇帝の企圖した Reichsreform を期として益々その重要性を増大したドイツ諸侯の勢力を強調し、その聯合體制に意義を認める Zielen に對して Schneider は異つた見解を有してゐた。Hohenstaufen 期を通じてドイツの基礎をなしてゐた西部ドイツ(舊ドイツ)は十四、五世紀に於て錯雜せる小國に分裂抗争しその實勢力を低下するに到つた。之に代つて擡頭したのが東部(新)ドイツである。かつて十二、三世紀に於ける東部ドイツ植民運動に依つて獲得せられた Böhmen, Österreich (Donau 地帶)、之に隣接する Sachsen, Brandenburg 等の大テリトリウムに Volkskraft の中心が位地するに到つた。即ち Elbe 河以西のドイツ母國が昔日の實力を弱めつゝある時に、東ドイツに於ては強力な勢力團が結成せられ、ドイツの運命 (Deutschum) 指導に重大な役割を演じつゝあつたのである。^{註②}

ドイツの政治勢力、ドイツの文化進展の原動力たる Volkskraft の重點が特に東方に位する大諸侯 (Grossfürstentum) の手に歸したと説く Schneider の學説は Hans Baron の輕視にも拘らず吾人の興味を深からしむるものがある。

さて、かくの如く、その始めに於て、自由の空氣に満ちた都市との關聯に於て問題とせられたテリトリウムが今や Habsburg 王朝、スイスの小城から起つてドイツを支配し更に歐洲制覇を企圖した Habsburg 王家との關聯に於て、或ひは更に進んで近世に於ける Deutschum の進展に自ら立働いた獨自の意義に於て取り上げらるゝに到つたのである。

二、Landesherr の財政政策

中世末期のイタリーが都市國家の並立に惱んだのに對し、ドイツに於ては、中世都市を克服し、之を包含したテリトリウムがドイツ史上會て見ざる集約的體制を以て近世國家成立の先驅を務めた。^{註③}このテリトリウムは十三

世紀に誕生し、十五、六世紀に一應その形體の完成を見
たのである。

ドイツに於ける之等テリトリウムの Landeshoheit
を確立せしめた重要法令としてフリードリッヒ二世の
Reichs Gesetz, カール四世の Goldene Bulle, 一四一
四年の Landfrieden が注目される。

即ち、ドイツ帝國の制約力衰へ、分裂にひんした時 Lan-
des Herr を中心とする Partikular Gewalt が之に代
つて擡頭し、幾つかの行政的統一體としてのテリトリウ
ムを形成せしめた物が之等の諸法令である。

さて、一三五六年、カール四世に依つて與へられた
Goldene Bulle に於てドイツ選舉侯の獲得した權益は、
財政權、司法權、行政權の三部門に互つてゐる。而して、
之等三權益はその後、諸侯が獲得せんと目ざした目標と
なつたものであるが、注意すべき事は財政權はもとより、
司法、行政の兩權が財政的見地から重要視された事で、
一括して Reform der Finanzwesen とも極言し得る
と思ふ。先上げた Reichs Gesetz, Landfrieden につ

いて見ても、Leihzwang の排除、Münzrecht, Ber-
regal, Recht auf Zölle u. Jundenschatz がその主内容
を形成してゐる事は今述べた事を裏書する事であら
う。即ち、ドイツ諸侯は皇帝から自立するにあたり、先づ
自己の自主的財政權確立をその第一課題となしたのであ
る。

他而又彼等は、從來その世襲的權益を頑固に保持し來
つた身分性領主、騎士或ひは Dorfgemeinde の財政的
特權を抑壓し、之迄殊に地方的分散的性情を濃厚に持つ
てゐた Finanzwesen を改革し、こゝに兩面相伴つて、
テリトリウムなる物を政治的、經濟的統一體として掌中
に收めた。

Ständetum, Bürgertum の Sondergeist を克服し、
Fürstentum を確立せる諸侯の中央集權的財政政策の具
體的現れとしては、Eigenkirchenium の廢止、度量衡
制度の統一、貨幣鑄造權の確保、租税及び關稅徵收權の
獨占、裁判所役人の新編成、管轄事項の革新等を數へ得
る。之等政策中、直接的收入手段として重要視された物

は租税 Steuer, Zölle である^{註⑨}。

この租税を分つて Bede と Akzise との二種類に考へ得る。Bede の Origin に關聯して中世に於ける公法の問題が種々論ぜられてゐるが、今は之を詳にする暇がない。

さて、前者 Bede は直接税、財産税であり、Allgemeine Untertanenlast である^{註⑩}。地方に於ては耕地に、都市に於ては建物に附課せられ、十九世紀に到る迄存続したものである。Plattenland に勢力の地盤を持つ、テリトリウム・君主にとり、この Bede の意義は重大缺く可からざるものであつた。

後者、即ち Akzise は間接税、消費税であり、Wein, Beer 等に掛けられた。之は始めの内、都市にのみ行はれたが、十四世紀末より Plattenland にも及び、十五世紀に入つて一層發展したもので、財産税の補充的收入として、而も Bede の納入がとかく natural zins になり勝ちであつたのに對して、この Akzise が Geldzins であつた點に、益々有利な財源として重要視せられたの

である。この様に租税が主として金納たる可き事が希望せられ來つた處に中世末期に於ける租税として新たな意義を持つものである。

衆知の如く十六世紀の特異現象として Preisrevolution がある。この價格革命に於ける貨幣價值下落の原因は Wiebe, Dopsch 等に依つて考究せられてゐるが、要するに、民衆の消費生活の急激な擴大にある事は Martin Luther の「ドイツ貴族に與ふるの書」或は又 Jean Bodin の言葉にも照し合せて考慮し得る事と思ふ。

この貨幣價值下落にも拘らず、ドイツ諸侯は前述の租税に於て、従來になく金納を要求して居る。有利な管の物納よりも、金納を要求せしめたものは、當時諸侯の痛感してゐた Geldnot である。「金なくしては國の治安は保てない」と歎じ、又カール五世は年産額 200 萬グルデンに上る銀の産出を神に感謝した如くテリトリウムの諸機關はその活動力として Geld を必要とした。そこに從來の Lehnstat と區別される可き特質があり、Bede, Akzise を通じて得た貨幣の力を以てドイツ諸侯は今迄

にない中央集権の實現を果さんとしたのである。

そも、租税なる物は中世國家に於ては特權讓渡の代償として、特權から上る収入の若干を皇帝に Tribut の形式で納めたもので、ここに於ては諸税の間に有機的な脈絡を持った税制度、税政策もなく、民衆の苦しみを倍加しつゝあつた。この點、現代に於ける租税の本質が國家の需要に對する人民の無償的負擔とせられ、國家の利益と國民經濟の利害を併せ考へて税政策の施行せられつゝあるのとは本質的相違を持つてゐる。

又、中世に於ては一括して Heersteuer と名付けられる如く、収入の殆ど大半が兵備、軍事に充てられた。^{註⑩}ケルン市に於ては、平時すら歳入の八十二パーセントを軍備に用ひたと云はれる。かくの如く軍事に貨幣の必要となつたのは中世に於ける Vasallenschaft の Lehnsteuer が廢たれ、スイスから來た傭兵を中心とする Soldnerscharen が之に代つて擡頭したと云ふ事實を併せ考へる時、背かるるのである。^{註⑪}對イタリー政策、對トルコ戦争、フス戦争、更に卅年戦争は諸侯の財庫に大きな影響を與

へた。軍資金窮乏から傭兵の掠奪が繰返へされ、かのドイッ農民戦争をあれ程血腥くした傭兵の問題には、諸侯すべてが頭を悩したのである。

實に、整備せる財政制度、財政政策の缺如こそ中世ドイッの弱點であつた。

以上の如き強い Geldnot に驅り立てらるゝに及び會計を設け、豫算の如きものを創め、財政收入を豊にし、之を一定ならしむる事に努力した。^{註⑫} Allgemeine gültig なる direktlich なる ordentliche Steuer としつての Bede がその政治行動の推進力となり、之に依つても尙足らざる處を Akzise に依つて充足した。處が民衆の Luxus, Lebensmittel への慾求増大するにつれて、消費經濟の擴大は益々消費税を發展せしめ、Bede に劣らぬ有利な財源としたのであるが、この事實は又、テトリウム諸侯の財政地盤を支ふる物として Handel の意義が重要視され來つた事を示す物である。

テトリウム成立の頭初 Burg 中心的な Plattenland の勢力として生れた諸侯が、今やその財政政策に於て

Stadtfreudig な傾向をとりつゝ、而も、尙ほ地方情勢をも考慮に入れ、地域的にテリトリウム全體を一統一體として見なすに到つたのは、消費生活の地方的浸潤、換言すれば流通經濟の範圍擴大が實現したからであらう。

しかしながら、通商はその始め、大半が仲介商業であり、之は自國の生産物を輸出するよりも、寧ろ商業に於ても、その他の經濟關係に於ても發達の後れてゐた社會の生産物の交換を媒介して、生産國の双方から利益を得てゐたのである。かゝる中世の *Zwischenhandel* を支持した物は小規模な手工業即、*Gewerbe* 註⑤であつた。

十五世紀に於て諸侯の政策に見らるゝ都市の特權打破による都市勢力克服の中に、都市の獨占する *Gewerbe* を少くとも地方にも解放せんとした努力は、テリトリウム諸侯の政治的、經濟的全體系が、この *Gewerbe* を基礎とする *Handel* の上に相當程度築かれてゐた事を示すものである。かくして諸侯の抱く *Gewerbepolitik* が重要視され、引いては中世末期、近世初頭に於けるドイツ *Volkskraft* の源泉がこゝに歸するものと考へざるを得

ないのである。

最後にこの *Gewerbe* を近代の *Industrie* と比較することはテリトリウムの本質理解の上に必要な事と思ふ。

Industrie は合理主義に本づく *zweckmassig* な生産技術、即、*Allgemeinegültig* な *Wissenschaft* を媒介とする機械の上に立ち、そこに於ては *gesellschaftlich* な世界が生み出されて行く。資本は生産資本として最大限の利潤を追求して行く。之に對し *Gewerbe* に於てはその技術的知性が習慣に歸してしまつてゐる。即、能動的生産行動が、*Natur* に *Boden* に沈んでゐる。そこには利潤追求の爲の合理化は考慮されず、口傳による特權の授與なる *gemeinschaftlich* な世界を現出する。

そこには強い *Geldnot* が存しながらも偶然的發見による新大陸からの貴金屬は單なる支拂要具として、*Fugger*, *Medici*, *Welser* 家等の大商人、大富豪の手に壟斷せられ、生産資本としての主體性を *Gewerbe* に與へ得なかつた。

かゝる事を考へる時、近世に到る迄の自然經濟、貨幣

經濟の並存と云ふか、兩經濟形態の斷續的支配關係か、
 一つからも諒承し得ると思ふ。

又、テリトリウム君主の財政政策が、金納一點張りを
 貫徹し得ずして、物納による自然經濟的な反面を近世に
 到る迄解消し得なかつた事、ハンニに歸し得るはなから
 否か。

語 1

- ① H. Baron には Calvins Staatsanschauung u. das kon-
 fessionelle Zeitalter なる著書あり。
- ② G. v. Below: Territorium und Stadt. (1900) S. 283.
- ③ ibd, S. 283 以下。
- ④ Jellinek: Allgemeine Staatslehre, § 4. S. 316, 317.
- ⑤ Historische Zeitschrift. Bd. 75, S. 396.
- ⑥ Jellinek: ibd. S. 322.
- ⑦ Historische Zeitschrift, Bd. 75 S. 406.
- ⑧ Historische Zeitschrift, Bd. 57.
- ⑨ Historische Vierteljahrschrift, Bd. 16.
- Reichsreform に関するは Below v. Below. Der deu-
 tsche Staat des Mittelalters S. 137, 188 f, 210 f, 282,
 326.
- ⑩ v. Below, ibd S. 188.

- Jellinek, ibd § 4.
- ⑪ Schröder—v. Künssberg; Lehrbuch der deutschen
 Rechtsgeschichte, (6 auflage) S. 862.
- ⑫ R. Kötzschke; Geschichte der osidentische Kolonise-
 tion S. 106.

II

- ① A. Dopsch: Naturalwirtschaft u. Geldwirtschaft, S.
 218 f. 以下に於ては銀世の經濟學なる Plattenland と稱
 する有するテリトリウムの前と後を指示し、自然經濟的形
 態を再々論議したる事を説くはる。
- ② v. Below; Der deutsche Staat d. Mittelalters, S. 145.
- ③ Schröder—v. Künssberg; ibd. §. 50 Territorien S.
 639 ff
- ④ ibd, S. 614.
- Brunner; Grundzüge der deutschen Rechtsgeschichte.
 § 39.
- ⑤ Schröder—v. Künssberg, ibd. S. 654.
- ⑥ Brunner; ibd, § 24.
- ⑦ Schröder, v. Künssberg; ibd, S. 616.
- ⑧ v. Below; Territorium und Stadt; S. 289.
- ⑨ v. Below; Der deutsche Staat des Mittelalters; S.
 251.
- ⑩ Schröder—v. Künssberg; ibd, S. 589-592.

Dopsch, Naturarwirt. u. Geldwirt. S. 180.

v. Below : Probleme d. Wirtschaftsgesch. S. 622 ff.

に於て Bede の法時起源に於ては、Historische

Zeitschrift. 103, S. 473 ff. に於ては H. Spangenberg 氏

地方裁判の Bede の關係を明かしたることを認む。又

H. Spangenberg 氏 H. Z. Beihft. 24. に於ては地方裁判

の法時起源の關係を明かしたることを認む。

⑩ Schröder—v. Künnsberg; ibd, S. 668.

⑪ Wiebe; Geschichte der Preisrevolution. S. 193 ff.

⑫ ibd, S. 214.

⑬ Schröder—v. Künnsberg; ibd, S. 589, 665.

この Heersteuer 及び Heerrenten—, Gewinn—,

Gewerbesteuer 及び Notbede などに於ては、

⑭ Schröder—v. Künnsberg; ibd, S. 279, Brunner; ibd,

§ 45, Dopsch; ibd, S. 203.

Ritterpferd が Geld に依つて支拂はれる傾向が盛となつたことを示す。

⑮ H. Spangenberg; ibd, S. 522. フリーキルコ一世の事業

⑯ Dopsch; ibd, S. 208, v. Below; Territorium u. Stadt; S. 290.

⑰ Dopsch; ibd, S. 178 に於ては Hoffinderei, Gutsher-

rschaft, Eigenwirtschaft の擴大が Landesherr の Pla-

tenland への依存關係を増大した點を指摘し、自然經濟

の復興を説いてゐる。

⑱ フンガーはかの巨大な、財産蓄積をその始めに於て、Ge-

werbe に依つたのであつたが、眞の財産擴大はむしろ

Zwischenhand のみに依つたのである。

(昭和十四年六月十三日)